

Ⅳ 体育・スポーツ活動の安全な実施

【『「学校における体育活動中の事故防止について」平成24年7月文部科学省』より、抜粋及び一部加筆】

1 事故防止の基本的な考え方

学校において行われる体育科・保健体育科の授業や運動部活動（クラブ活動を含む）などの体育・スポーツ活動には、児童生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を常に有している。

体育・スポーツ活動中における事故防止を図るためには、単に個人や個々の部活動、また体育科・保健体育科の授業や体育的行事を担当する分掌のみで対応するのではなく、組織的に取り組む必要があり、学校が組織として、安全な教育環境実現のため、常に努力していく必要がある。

学校（学校の設置者、校長、教職員等指導者）は、児童生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な管理、指導及び監督をする道義的・法的義務（注意義務）がある。

注意義務は、①安全を確保する義務（危険予測義務、結果予見義務）、②危険な結果を回避する義務（危険回避義務、結果回避義務）によって構成される。

潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、潜在的な危険を重なり合わせないようにする配慮や、二次的な事故にならないようにする配慮等が基本的に留意すべき点である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、児童生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、児童生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることも重要である。

このためには、学校が、児童生徒に対して、体育活動に伴う危険について十分啓発を行い、個々の児童生徒に危険を予見・回避しようとする意識を強く持たせることも大切である。

2 安全配慮義務（法的な注意義務）

学校（学校の設置者、校長、教職員等指導者）は、体育活動にかかる事故災害を防止するための安全配慮義務を負っている。この安全配慮義務は、事故災害についての学校の法的責任の有無に関わる法的な意味での注意義務である（最高裁昭和62年2月6日判決）。

学校は、事故災害を防止するために道義的・法的責任を負っているが、一般的には法的責任を負う範囲は道義的責任を負う範囲よりも狭いので、法的な注意義務である安全配慮義務は事故災害を防止するための最低限の義務といえる。

しかし、実際に事故災害の民事裁判において学校の法的責任が認められる事案が少なくないことに照らすと、最低限の義務である安全配慮義務が尽くされていない事案が存在することを肝に銘じるべきである。

事故災害発生に至るまでには、日頃からの安全対策等の多くの要因があり、加えて、災害発生時の対応、災害発生後の対応等、様々な場面において、事故防止を図るための安全配慮義務が尽くされていたのかが問われることになる。

基本的に、事故災害が発生した場合には、

- ①体育・スポーツ活動を実施するための内容を決定する段階において適切な計画が立案されていたのか。
- ②体育・スポーツ活動を実施している段階において十分な安全に配慮された指導がされていたのか。
- ③事故災害が発生した時に、適切な対応がとられていたのか。

上記①～③のそれぞれの段階で安全配慮義務が尽くされていたのかが問われることになる。

事故災害について学校の法的責任が問われた場合、当該事案における安全配慮義務の具体的な内容は、発生した事故災害の結果との関係において個別具体的に判断される。そのため、事故災害を防止するための安全配慮義務の内容を一般化・抽象化して示すことは困難である。

しかし、安全配慮義務は、事故災害発生の予見義務（結果予見義務）と事故災害発生の回避義務（結果回避義務）で構成されているので、上記①～③の各段階における結果予見義務及び結果回避義務の有無を判断する際に、その判断要素のひとつである学校側の主観的要素として、学校が知っておくべき当該事故災害の危険性、発生原因及び対応方法などの知識を十分に把握していたのかが問われることになる。

そして、学校が知っておくべき事故災害に関する知識を示すものが、文部科学省や各種スポーツ関係団体が示している学習指導要領、指針、ガイドライン、手引き、競技ルール等などであり、学校は、これらを十分に把握し、かつ実践することが重要となる。

学校は、様々な事故災害に関して知っておくべき知識を有していることを前提に、環境（施設・設備・気候等）、被災者（児童生徒）の個人的要因（年齢・体格・体力・技能・体調・疾患・経験）等を踏まえ、適切な管理・監督・指導を行うことで、安全配慮義務を尽くすことができるのである。

また、学校の管理下における事故災害は、登下校を含む児童生徒に対する教育活動の全てが対象となることはもとより、学校内で発生した事故災害については、施設・設備等に管理上の瑕疵があった場合には、被災者が外部の者であったとしても学校の管理下における事故災害として法的責任を問われることになる。

安全配慮（注意）義務に関する基本法令（例）

民法

第415条

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第715条

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第717条

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

国家賠償法

第1条

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

学校教育法

第21条

学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

8 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

<参考判例>

最高裁判所1987（昭和62）年2月6日判決

「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導するには、事故の発生を防止するために十分な措置を講ずるべき注意義務がある」

3 事故防止及び発生時等の取組（対応）

（1）事故防止及び発生時等の取組（対応）の概要

事前の取組

- ① 適切な指導計画 → P 19
- ② 活動環境の安全確認 → P 20
- ③ 個人の健康状態の確認 → P 22
- ④ 組織活動 → P 23

活動中の取組

- ① 体調確認・健康観察・児童生徒自身の管理 → P 24
- ② 活動環境を踏まえた安全管理・安全指導 → P 24

事故発生時の対応

- ① 事故発生時の対応、救急及び緊急連絡体制 → P 25
- ② 応急手当、救急救命処置 → P 25
 - ・校内で事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制(例) → P 26
 - ・救急救命の流れ → P 27

日常における取組

- ① 法令、指針、ガイドライン、関係資料等 → P 28
- ② ヒヤリハット事例による事故防止の取組 → P 29
- ③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 → P 30

(2) 事前の取組

①適切な指導計画

体育科・保健体育科の授業はもとより、運動部活動においても年間指導計画、単元計画、練習計画等を作成する必要がある。教員は指導計画を作成することで、児童生徒が目標を達成するための道筋を押さえることができ、体育科・保健体育科の授業や運動部活動の指導に余裕をもって臨むことができる。

児童生徒の体力・運動能力及び運動の技能を把握し、体力や技能に応じた適切な指導計画を作成し、計画に基づいた指導をすることは安全指導の基本である。

計画を作成する際には、効果的な指導、事故防止及びスポーツ障害の予防に向けて、指導者のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学等の研究機関での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用できるように計画することが重要である。

体育科・保健体育科の授業においては、学習指導要領の内容を十分に理解し、指導計画を立案する必要がある。小学校は6年間、中学校及び高等学校はそれぞれ3年間を見通した上で、年間指導計画、単元指導計画及び本時案を作成する必要がある。

運動部活動においては、短期（1週間から1か月）だけでなく、中・長期（1～3年）を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。目前の試合にとらわれ短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加するだけでなく、以後の競技生活に悪影響を与えかねないことになり、特に発育発達の途上にある小学生、中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

中学校・高等学校の運動部活動においては、顧問教員やコーチなど指導者の適切な指導の下、練習内容や練習方法、また、練習頻度や練習時間など生徒が自主的に計画し練習していくことが基本となる。その際、練習時期、気温や湿度及び練習場所などの置かれている環境を考慮し、熱中症や事故を予防できる練習計画を作成させることが重要である。また、運動部活動においては、生徒の経験年数の差異に対応するため、用具や器具の取扱いの習熟の度合いを考慮したり、活動内容が高度すぎたり、活動の量が児童生徒の過重な負担になったりすることのないように配慮することが重要である。必要に応じ個別や学年別、グループ別に活動計画を作成し、計画的に実施することが大切である。

また、運動会・体育大会・球技大会等の学校行事における体育的活動の実施に当たっては、学校の教育活動の一環として取り組む行事であることから、平素からの教育活動と関連づけて内容を定める必要がある。実施内容については、単に伝統行事であるといったことや児童生徒等に達成感、連帯感を味わわせるためという理由だけで決めるのではなく、実施する目的を明確にした上で、安全面に配慮した実施計画を立案することが大切である。

②活動環境の安全確認

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

以下は、運動部活動に参加する生徒自らが実施する運動部活動における安全点検の例である。

JAPAN SPORT
CONFERENCE

部活動チェック表【屋外用】(例)

月	日()	部活動名	名	気候	天候		
					測定時刻	WBGT °C	気温 °C
参加状況	1年生		名				
	2年生		名				
	3年生		名				

生徒が行う部活動場所等の安全確認 (○..異状なし ×..異状あり-状況・措置等を記入する。)			
	項目	確認結果 (○・×)	状況・措置等
活動前	グラウンドの状態はよいですか。(凹凸、ガラス片などの有無)		
	練習の障害となるものが置かれていないですか。		
	用具や施設はきちんと使用できますか。		
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。		
	救急箱(応急薬品等)や氷(アイスパック)等の準備はしていますか。		
	けが・体調不良者は、いましたか。	有 無	
活動後	グラウンドの整備はしましたか。(凹凸、ガラス片などの有無)		
	使用した用具の後片付けはしましたか。		
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。		
	けが・体調不良者は、いましたか。	有 無	

活動中の取組状況の確認				
	項目	確認結果(○・×)		状況・措置の状況や改善すべき点等
	WBGTの指針を確認しましたか。	実施	未実施	
	必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施	
	ウォーミングアップをしましたか。	実施	未実施	
	クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施	

記載者	<input type="checkbox"/> キャプテン
	<input type="checkbox"/> マネージャー
	<input type="checkbox"/> その他の部員()

顧問確認欄

部活動チェック表【屋内用】(例)

月 日()	部活動名			天候			
				測定時刻	WBGT °C	気温 °C	湿度 %
参加状況	1年生		名	気候			
	2年生		名	:			
	3年生		名	:			

生徒が行う部活動場所等の安全確認 (○..異状なし ×..異状ありー状況・措置等を記入する。)				
	項 目	確認結果 (○・×)		状況・措置等
活動前	フロアの状態はよいですか。(破損、水ぬれなどの有無)			
	練習の障害となるものが置かれていないですか。			
	用具や施設はきちんと使用できますか。			
	他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について相談をしましたか。			
	救急箱(応急薬品等)や氷(アイスパック)等の準備はしていますか。			
	けが・体調不良者を確認しましたか。	実施	未実施	
活動後	フロアの状態はよいですか。(破損、水ぬれなどの有無)			
	使用した用具の後片付けはしましたか。			
	使用した用具や施設にいつもと違ったことはなかったですか。			
	けが・体調不良者を確認しましたか。	実施	未実施	

活動中の取組状況の確認				
	項 目	確認結果 (○・×)		況や改善すべき点等
	WBGTの指針を確認しましたか。	実施	未実施	
	必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施	未実施	
	ウォーミングアップをしましたか。	実施	未実施	
	クーリングダウンをしましたか。	実施	未実施	

記載者	<input type="checkbox"/> キャプテン
	<input type="checkbox"/> マネージャー
	<input type="checkbox"/> その他の部員()

顧問確認欄

③個人の健康状態の確認

体育科・保健体育科の授業や運動部活動の練習前に、各自の体調の管理を確実に実施させることが重要である。
 以下は、運動部活動における自己チェック表(例)である。

練習前の健康自己チェック表(例)

継続的かつ定期的に練習前の健康状態や負傷・疾病の状態などを記録することによって、児童生徒自身の健康状態等の問題点に気づかせるとともに、児童生徒自らが安全を確保することを通して健康等に対する意識付けを行い、負傷・疾病の減少を図る。児童生徒が部活動に参加する前に記載し、記載後、担当教職員へ提出する。教職員は、児童生徒の健康状態の把握を行う。

JAPAN SPORT
MAKING IT HAPPEN

練習前の健康自己チェック表(例)

部活動名 _____

月 _____

年 組 番 氏名 _____

練習日 チェック項目	練習日																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
疲れていない。	○																															
朝食をきちんと食べた。	×																															
今、熱がない。	○																															
今、頭痛はない。	○																															
今、胸痛・息苦しさはない。	○																															
今、腹痛はない。	○																															
今、手・足(関節を含む)に痛みはない。	○																															
今、その他の体に痛みはない。	○																															
現在、けがや病気で病院にかかっていない。	×																															
顧問確認欄																																

○…Yes ×…No

すり傷などのけがで病院へかかった場合、破傷風の予防接種を受けたかどうか聞かれます。
 まえもって自分で、確認しましょう。

破傷風の予防接種は行いましたか。	実施済	未実施
------------------	-----	-----

④組織活動

事故防止のために、安全教育や安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修の実施等や児童生徒等を含めた校内の協力体制の構築、また、家庭、地域社会及び地域の大学等専門的研究機関との密接な連携を深めながら、組織活動を円滑に進めることが重要である。

組織活動の主な取組例を以下に示す。

○学校保健委員会

学校保健委員会は、学校における健康づくりに向け、組織的・計画的に推進するため、多くの学校で組織している。児童生徒の健康づくりは安全指導とともに進められるべきものであり、常に学校保健委員会に児童生徒のけがの状況等を報告するとともに、同委員会での提言を下に、事故防止に向けた取組を具体的に進めていくことが重要である。

○事故防止研修会・熱中症予防研修会 等

事故防止を組織的・効果的に進めていくためには、事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応していく必要がある。このため、全教職員対象の事故防止研修会や、熱中症予防研修会を開催し、教職員の事故防止に対する意識を高め、組織的な対応を行っていく必要がある。

また、特に、中学校・高等学校では生徒自らが事故防止の視点を持ち、安全に運動やスポーツを実施していくことができる資質や能力を育成する必要があり、生徒を対象とした研修会を開催することも重要な視点である。

○部活動の委員会 等

学校によっては、生徒会活動の中に部活動委員会を設置し、部活動の活動規定を決めたり、活動場所を自主的に調整したりしているところがある。

同委員会では、特に安全に配慮し教職員の指導の下、生徒の保健委員会等と連携を図り、様々な研修会を実施したり、部活動間の調整をしたりしながら安全で活力ある部活動の実施を進めていく必要がある。同委員会の中では、先に示した活動規定を決定したり、練習場所の調整を行ったりするだけでなく、例えば、委員会として事故防止のための研修会を実施したり、保健委員会と連携したりして、事故防止に関する情報を全部活動に伝え事故防止に対する意識を高めるとともに、事故防止に向けて具体的な防止策を検討するなど、自主的・主体的な活動としていくことが考えられる。

※その他、配慮・工夫を必要とする事項

特に、中学校・高等学校における運動部活動において、学校全教職員による職員会議や研修がある場合、運動部活動の場に教職員が不在であることは、安全配慮（注意）義務を果たしていることにはならない。学校の組織的な対応として、児童生徒の心身の健康面への配慮という観点からも、会議や研修会に合わせて学校全体で「ノー部活動デー」として休養日を設定したり、施設・設備使用の関係等で「ノー部活動デー」を設定できない場合、年間を通じた輪番制による代表顧問による指導や各活動場所（グラウンド、体育館、武道場等）の監督体制の構築等を工夫したりすることが大切となる。

(3) 活動中の取組

① 体調確認・健康観察・児童生徒自身の管理

体育科・保健体育科の授業や運動部活動の練習前や練習中に、教職員等による体調確認及び健康観察はもとより、児童生徒自身に各自の体調管理を確実に実施させることが重要である。特に、運動部活動においては、通常の練習はもちろんのこと、合宿等で集中的に練習を実施する場合には、疲労が蓄積され事故を起こしたり熱中症にかかりやすい状態になっていたりすることが考えられる。全体への注意を喚起するとともに、個々の状況を確実に把握し、無理をさせず自己管理を心掛けさせることが必要である。

また、体育科・保健体育科の授業や運動部活動では基本的に児童生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。過度な運動や無理な環境下での練習は、熱中症の誘因となるのはもちろんのこと、様々な事故を引き起こす可能性がある。教職員は児童生徒の体調を的確に把握するとともに、児童生徒が自ら事故や熱中症などを回避することができる能力を育成することが重要である。さらに、長時間集中して活動していると判断能力が低下してくるため、周囲の児童生徒がお互いに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することも重要である。

② 活動環境を踏まえた安全管理・安全指導

体育科・保健体育科の授業前や運動部活動の練習前に活動環境（気象条件、活動場所等）の状況を把握した上で、活動を開始することが基本であるが、活動開始後の天候等の変化にともなう活動環境の変化にも柔軟に対応することも重要である。

特に、夏季における気温や湿度の変化に教職員は常に注意し、児童生徒の体調・活動内容に気を配りながら、気温や湿度の変化に応じて、早めの休憩や水分補給のタイミングを図るなど、熱中症事故の未然防止に努めなければならない。また、冬季の低温時における十分なウォーミングアップや高湿度時の滑りやすくなる屋内活動場所の床の管理等、気温や湿度を踏まえた安全管理・安全指導が重要である。

また、屋外で活動する場合、天候の急変に対して、敏速で的確な対応が求められる。特に、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、落雷の危険性を十分に認識するとともに、落雷事故を未然に防ぐための適切な措置を講じることが求められる。活動に際しては、事前に大雨や雷雲の発生や気象警報・注意報について注意しておくとともに、活動中に落雷の予兆があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止し、明らかに危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断することが求められる。

(4) 事故発生時の対応

①事故発生時の対応、救急及び緊急連絡体制

(ア) 傷病者の発見と通報

- a 発見者は、直ちに付近にいる教職員(又は児童生徒)に通報するとともに、必要に応じて適切な応急手当を行う。
- b 通報を受けた教職員(又は児童生徒)は、直ちに定められた連絡体制(管理職等)により、通報するとともに、事故現場に急行する。
- c 通報を受けた養護教諭等教職員は事故現場に急行し、応急手当を行うとともに、医療機関への搬送や救急車の要請等について速やかに判断する。

(イ) 救急車の要請と医療機関との連携

- a 救急車が必要な場合は、定められた連絡体制(管理職等)により、速やかに要請する。
- b 必要に応じて学校医や医療機関に連絡し、指示を仰ぐ。

(ウ) 保護者への連絡

- a あらかじめ明確にしてある連絡体制(管理職又は学級担任等)により、迅速かつ確実に保護者へ連絡する。
- b 無用な不安を与えないように配慮する。
- c 搬送先の決定については、保護者に相談することが望ましい。

②応急手当、救急救命処置

学校での事故により児童生徒が負傷した場合においても、適切な応急手当により児童生徒の命を守り、けがや病気の悪化を防ぐことができる。けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合であり、このような場合にはすぐに救急車を要請するとともに、救急車が到着するまでの間に、応急手当、つまり心肺蘇生法を行うことが重要である。このためには、各学校において、AEDの使用法を含む心肺蘇生法実技講習会を実施するなど、教職員の事故への対応能力の向上を図り、すべての教職員が児童生徒の負傷の程度に応じて、的確な判断の下に応急手当を行うことができる体制を確立しておくことが大切である。

a 応急手当の実施

(傷病者の状態の確認)

- 意識があるか
- 呼吸があるか
- 脈があるか
- 出血があるか

b 意識、呼吸、循環の障害(心肺蘇生法、AEDの使用)

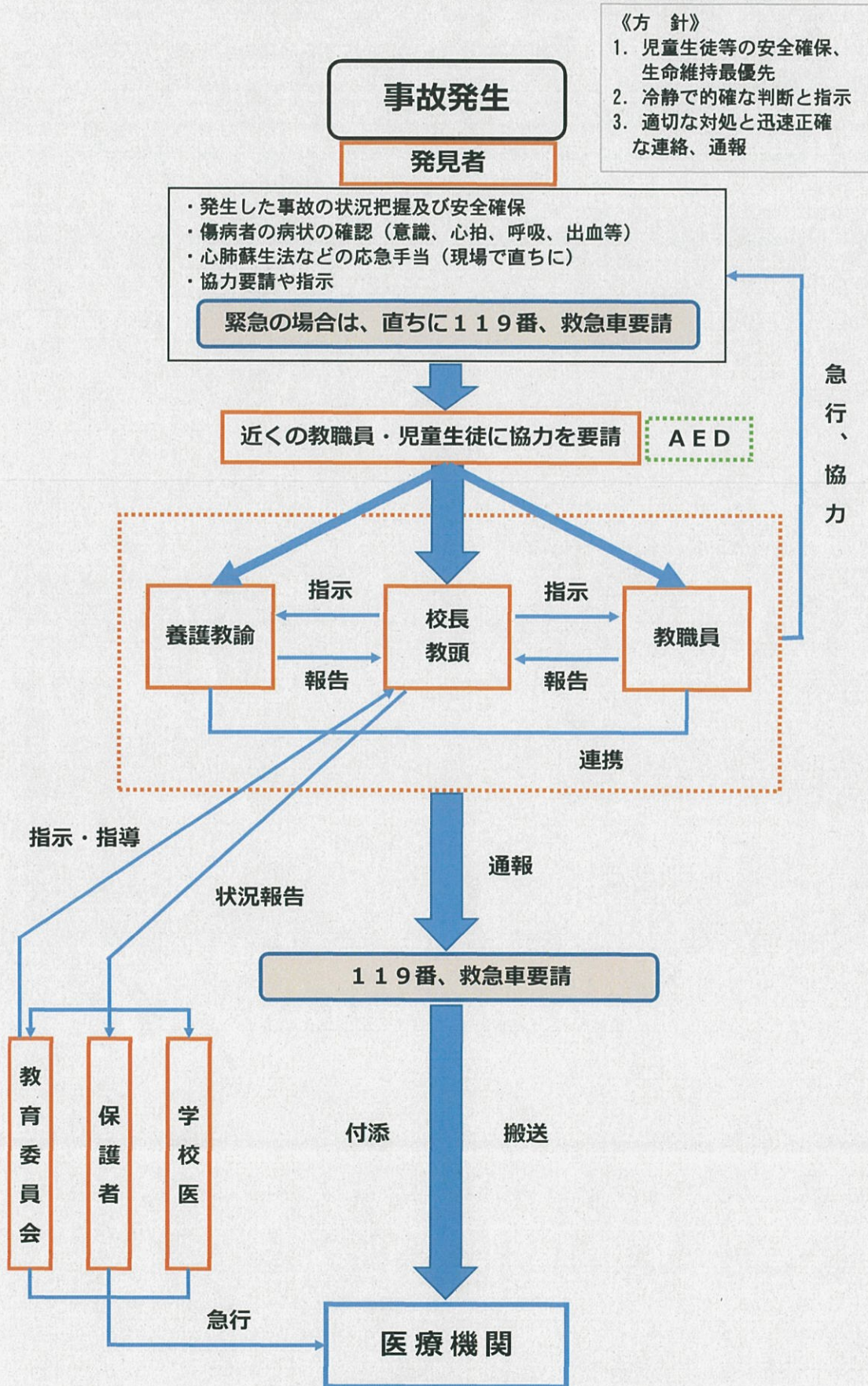
心肺停止や呼吸停止など人が突然倒れたときの処置は「主に市民が行うための一次救命処置(BLS)」の手順で行う。

突然心停止の70%近くは心臓が細かく震える心室細動という状態で、より速い電氣的除細動(いわゆる電気ショック)の実施が蘇生率を高めることになる。

AEDは誰でも使用できる機器であり、救急における心肺蘇生法として期待されている。緊急時の操作は急に行ってもうまくできないので、講習を受けておくことが必要である。

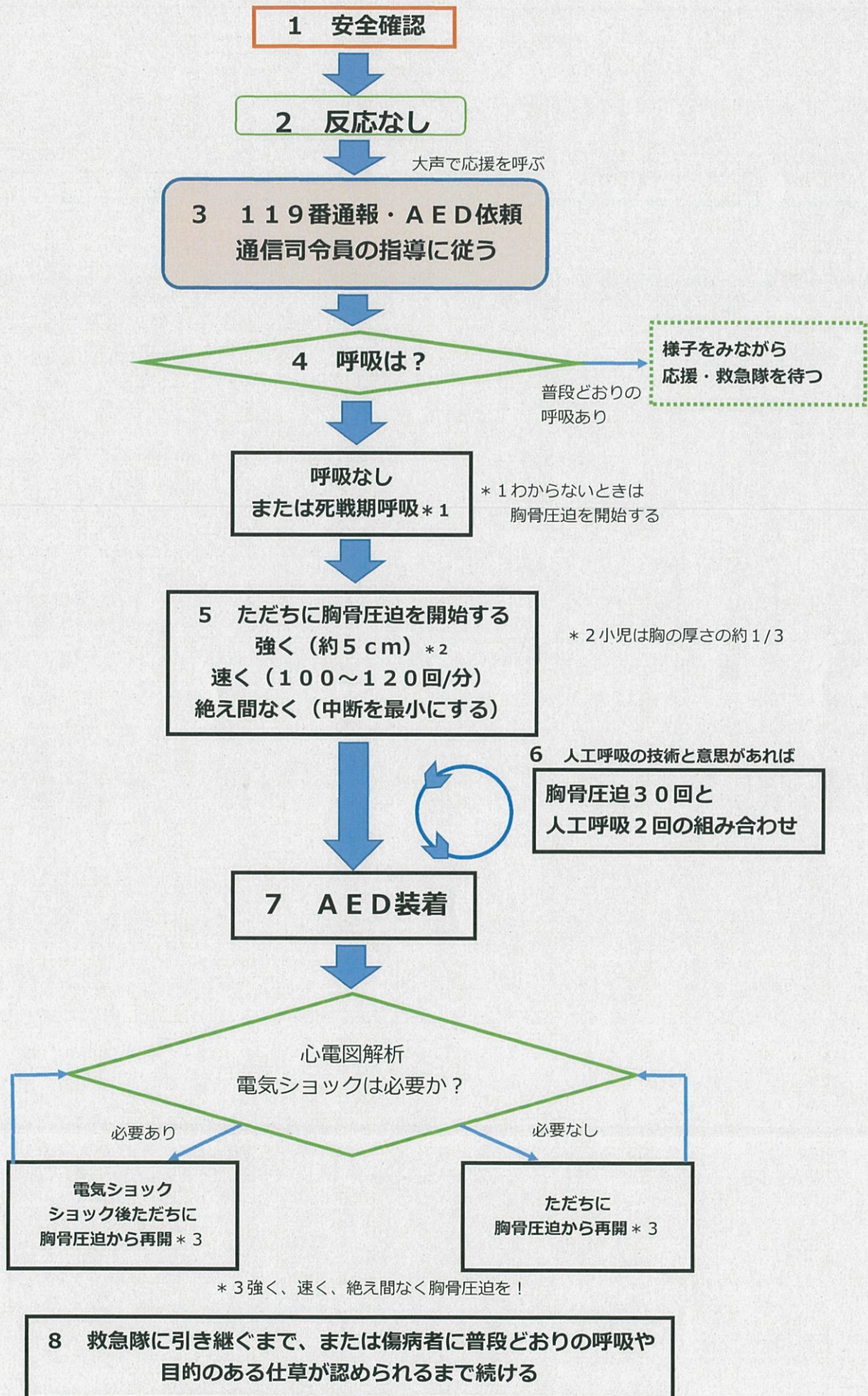
人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの一次救命処置(BLS)は、救急隊が到着するまで繰り返して行う。

校内で事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制(例)



参考：文部科学省発行「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」

救急救命の流れ



(5) 日常における取組

① 法令、指針、ガイドライン、関係資料等

学校（学校の設置者、校長、教職員等指導者）は、体育活動にかかる事故災害を防止するための安全配慮義務を負っている（参照：IV 体育・スポーツ活動の安全な実施 2 安全配慮義務）。関係法令を遵守することはもとより、文部科学省や各種スポーツ関係団体が示している学習指導要領、指針、ガイドライン、手引き、競技ルール等を学校は十分に把握し、かつ実践することが重要となる。

以下が、文部科学省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等が公表している主な学校安全に係る関係資料である。



学校安全参考資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm



教職員向け研修資料DVD

『子ども・生徒を事件事故災害から守るためにできることは』（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html>



学校における体育活動中の事故防止について（報告書）（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm



「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」－体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点－
調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/1651/Default.aspx>



「熱中症環境保健マニュアル」（環境省）

http://www.wbgt.env.go.jp/heatstroke_manual.php



『「学校安全指導の手引き」－「安全文化の創造」をめざして－』
（奈良県教育委員会）

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?moduleid=48127#moduleid48127>



※独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故防止に係る刊行物
（学校安全WEBの刊行物一覧ページへのリンク）

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>

② ヒヤリハット事例による事故防止の取組

体育・スポーツ活動における事故に限らず、重大事故災害の発生の背景には、重大事故には至らない軽微な事故、ヒヤリハットが多く発生している。重大事故災害を防止するためにも、ヒヤリハット事例が発生した際には、早期に正確な情報を把握し、学校内で情報の共有を図り安全対策を講じ、再発防止に継続して取り組む必要がある。ヒヤリハットを放置せず、ヒヤリハットの事例を組織内で共有することは、重大事故の防止につながるだけでなく、軽微な事故も含め学校で発生する全ての事故災害の予防に効果的である。

以下に学校内・地域でヒヤリハット事例を収集・共有し、事故防止に活用するための報告書例を示す。

ヒヤリハット報告書〈例〉

学校名：

校 長	教 頭	①報告者	番 号	第 号
			報 告 日	平成 年 月 日
① 発 生 の 状 況	い つ	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 頃		
	だ れ が	年 組 氏名 (男・女) <small>(複数名の場合は、関係児童生徒の名簿を添付すること)</small>		
	ど こ で 何をしていた時に どうなったのか			
	ど の よ う に 対応したか			
改善すべき点 (発生原因を踏まえて記入)				
学校内での具体的取組 についての決定事項				
対策実施確認者		対策完了年月日	平成 年 月 日	
備 考 欄				

- ※ ①については、報告者が客観的事実をできるだけ詳しく記入する。
- ※ 各学校において取組み状況等を決定し、記入する。
- ※ 状況がわかりにくいときは、余白・裏面等に略図を描くのもよい。

③ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、学校の管理下で児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であり、全国の学校・保育所等の児童生徒等約1,691万人（平成27年度）が加入している。

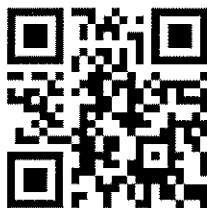
多くの児童生徒等が加入しているこの災害共済給付制度について、入学当初や年度当初に、教職員はもとより保護者へ周知し理解を求めておくことが、事故後、災害共済給付のスムーズな請求にもつながることから大切である。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる学校の管理下の範囲は、

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育中を含む）
例えば
 - ・各教科(科目)、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
 - ・特別活動中(学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
例えば
 - ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
例えば
 - ・始業前・業間休み・昼休み・放課後
- 通常の経路及び方法により通学する場合(登園・降園を含む)
例えば
 - ・登校(登園)中、下校(降園)中
- その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合
例えば
 - ・学校の寄宿舎にあるとき
 - ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
 - ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

以上のように分類される。

この他、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校の管理下における事故災害事例の蓄積から、事故防止に係る様々な取組を推進している。その取組の成果を学校保健委員会、学校安全委員会、及び職員研修等の資料として活用することは効果的である。



独立行政法人日本スポーツ振興センター
ホームページ：学校安全WEBトップページへのリンク